

金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7（これらに付されている（注）を含む）に示されている内容と弊社の「お客さま本位の業務運営に関する方針」との対応関係は以下のとおりです。

	実施の有無	弊社の「お客さま本位の業務運営に関する方針」に於ける該当箇所（項目名）
【顧客の最善の利益の追求】		
原則2	実施	2. お客さまの最善の利益の追求 6. お客さまの声を経営に活かす取り組み 7. 従業員に対する適切な動機付け
(注)	実施	5. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供 7. 従業員に対する適切な動機付け
【利益相反の適切な管理】		
原則3	実施	3. 利益相反の適切な管理
(注)	実施	3. 利益相反の適切な管理
【手数料等の明確化】		
原則4	実施	4. お客さまへの適切な情報提供
【重要な情報の分かりやすい提供】		
原則5	実施	4. お客さまへの適切な情報提供
(注1)	実施	3. 利益相反の適切な管理 4. お客さまへの適切な情報提供 5. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供
(注2)	非該当(*1)	
(注3)	実施	4. お客さまへの適切な情報提供
(注4)	実施	4. お客さまへの適切な情報提供
(注5)	実施	4. お客さまへの適切な情報提供
【顧客にふさわしいサービスの提供】		
原則6	実施	5. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供
(注1)	実施	4. お客さまへの適切な情報提供 5. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供
(注2)	非該当(*1)	
(注3)	非該当(*2)	
(注4)	実施	5. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供
(注5)	実施	5. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供 7. 従業員に対する適切な動機付け
【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】		
原則7	実施	7. 従業員に対する適切な動機付け
(注)	実施	7. 従業員に対する適切な動機付け

非該当(*1) 代理店として複数の金融商品・サービスのパッケージ販売・推奨等は実施していない為

非該当(*2) 代理店として金融商品の組成は実施していない為

金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」については、金融庁ホームページ（*下記URL）をご確認下さい。

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1/02.pdf>